

○容器検査所登録申請（容器則）

根拠法令

- ・法第50条第3項 容器則第30条

適用

- ・容器再検査を行う者

必要書類

1. 容器検査登録申請書（容器則様式第5）
2. 検査設備明細書＜容器則第33条（検査設備の基準）に対応する事項を記載＞
3. 容器検査所の位置及び付近の状況図
4. 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）
5. 2～4に掲げるもののほか、法第50条第3項の基準の確認に必要な書面又は図面
6. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
7. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）